

阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金 公募要領

市では物価高騰により影響を受けている意欲ある農業者を支援するため、農業用機械購入にかかる経費の一部に対して、補助金を交付します。

1 補助対象者

補助対象者は、市内に住所を有する個人又は主たる事業所を有する法人で、次の要件のいずれにも該当する者としてします。

- ・当補助金で導入する農業用機械の耐用年数を経過するまでの期間について、農業経営を継続すること
- ・令和7年度及び令和8年度において、農業用機械の導入に対する国及び県補助制度を活用していないこと
- ・販売を主たる目的として農作物を生産していること

ただし、補助対象者が次に該当する場合は、補助金の交付を受けることはできません。

- ・市税の滞納がある場合

2 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象者が自らの農業経営において使用するために整備する農業用機械の購入で、次のいずれにも該当する事業としてします。

- ・令和8年2月2日（議会議決日）以降に発注（契約）した農業用機械を導入すること
- ・農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械を導入するものでないこと

- ・国、県及びその他の補助事業（融資に関する利子の助成措置を除く）の対象となっていない機械の導入であること

3 補助率・上限額

補助金の金額は、補助対象経費の**30%以内**の金額（千円未満の端数切捨て）とし、**200万円**を上限額とします。

なお、予算額は3,000万円です。

【注意】申請総額が予算額を上回る場合、補助金の金額を調整する可能性があります。

4 申請

補助金交付申請を次のとおり受け付けます。

1) 受付期間

令和8年2月20日(金曜日)から令和8年3月19日(木曜日)

【注意】先着順ではありません。

2) 受付場所

阿賀野市役所 笹神支所 3階 農林課 農林企画係（阿賀野市山崎77番地）

3) 申請に必要な書類

- ・阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・誓約書(様式第2号)
- ・市税の滞納がないことを証明する納税証明書の写し
- ・補助対象事業に係る見積書の写し
- ・農業用機械の仕様が確認できる書類（カタログなど）
- ・補助金振込先金融機関の通帳の写し
- ・取組調書
- ・その他市長が必要と認める書類

【注意】

- ・交付決定は、令和8年3月下旬を予定しています。
- ・決められた期日までに事業を完了させる必要があります。

5 採否

申請者の取組をポイント化し、合計ポイントの高い申請者から交付対象者とします。申請者の取組に係るポイントの詳細は配分基準表及び取組調書をご確認ください。

6 実績報告

1) 提出書類

- ・補助事業等実績報告書（阿賀野市補助金等交付規則 第3号様式）
- ・発注書や契約書など発注（契約）した日がわかる書類の写し
- ・納品書の写し
- ・領収書の写し
 - ※購入した農業用機械の代金を全額支払ったことが確認できるもの
- ・農業用機械の写真
 - ※必要な写真は購入した機械の全体像、型式が確認できる部分、ナンバープレートの写真（ナンバープレートを取得した機械）など
 - ※附属品の購入がある場合は、附属品の全体が写っている写真と型式が写っている写真も必要です。
- ・取組内容（申請時に提出した取組調書に記載した内容）の実績がわかる書類

2) 実績報告書の提出期限

納品と支払いの両方が完了した日から20日以内

なお、決められた期日までに事業を完了させる必要があります。

7 状況報告

事業完了年度の翌年度には、取組状況を報告してもらいます。

8 スケジュール

時期	内容	注意事項
令和8年2月	2月20日募集開始	令和8年2月2日以降に発注（契約）した農業用機械が対象となります。
令和8年3月	3月19日募集締切 申請者の審査 採択（交付決定）	申請する際は、農業用機械の納品可能時期を十分確認してください。

お問い合わせ

阿賀野市役所 農林課 農林企画係

阿賀野市山崎 77 番地（笹神支所）

TEL 0250-61-2478